

【判例研究】

ディスカバリー手続きにおける
 提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を
 根拠とする使用制限について
 —Seattle Times Co. v. Rhinehart,
 467 U.S. 20 (1984) の分析—

竹 部 晴 美

は じ め に

アメリカのディスカバリー制度では、当事者相互間で証拠関連事実の開示が認められている。しかし要求された全ての情報開示が認められる訳ではない。法的にはワークプロダクト等の守秘義務に関するものが除外されるが、連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) 26(c)では、当事者の要求でディスカバリーした情報を裁判以外で利用することについて制限する保護命令 (protective order) を連邦地方裁判所に認めている。そこでは当事者が一定の事実を示せば文書等の提出を拒否できるだけでなく、いったん提出したものであっても、その使用が認められなかったり、閲覧の方法が制限されたりする。とくに本件判決は、ディスカバリー手続きがプリトライアル段階であるため、公的な場面ではないとして、提出された情報の私的 (private) な側面が強調されて、提出された文書についてディスカバリー後の使用を制限する保護命令が認められた事例である。

I. 事 案 の 概 要

1. 本件の原告（被控訴人及び被上告人）のリーンハート (Rhinehart) 氏は “The Aquarian Foundation” という宗教団体の指導者である。この団体は1000

法と政治 57卷2号 (2006年6月) 89(200)

ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を根拠とする使用制限について

人弱の信者で構成されており、その多くはワシントン州に居住していた。この団体は信仰を深めると死者とコミュニケーションをとる能力が身につくことを売りにして宗教活動を行っていた。

「シアトルタイムズ」と「ワラワラブリテン (Walla Walla Union-Bulletin)」という両新聞社はリーンハート氏自身について及び彼の宗教団体に関して計11個の記事を1973年と1978年から1979年にかけて掲載した。その記事はリーンハート氏が変わり者で詐欺師であることを内容とするものであり、具体的にはリーンハート氏の身体から出てきたとする魔法の石を団体が販売していることなど財団の経営方法について、さらに信仰の一環として女性信者をビキニ姿で歌わせているなどの宗教活動について書かれていた。リーンハート氏と彼の団体のメンバー5人はこれらの記事に書かれていることが事実誤認であるとして、両新聞社に対し、プライバシーの侵害と名誉毀損を理由に \$14,100,000 の損害賠償をワシントン州上級地方裁判所に請求した。

両新聞社はこの提訴を受けて、リーンハート氏に対しディスカバリー手続きを行い、彼と彼の団体の財政に関する秘密情報を含む文書提出を要求した。しかしリーンハート氏が提出したのは、所得についての文書のみで、10年前からの財団への寄付者の身元と10年間の財団の会員名簿については提出を拒んだ。

両新聞社はディスカバリー手続き後にそこで得た情報を新聞記事に利用する目的があることを認めた上で、文書提出を拒否することはディスカバリー手続きの原則に反するものだと主張し、これらの文書の提出命令 (production order) をワシントン州上級地方裁判所に申立てた。

この申立てに対し、リーンハート氏は寄付者の身元と会員名簿の提出命令は、寄付者及び会員の信仰に関するプライバシー権及び憲法第一修正の信仰の自由に反すると主張した。そしてリーンハート氏は両新聞社がディスカバリー手続きを通して知った情報を新聞報道等で広めないという保護命令 (protective order) を求めて同地裁に申立をした。

2. 同地裁は、一方で両新聞社の主張だけを認め、リーンハート氏に5年分の同団体への寄付者の身元に関する情報を提出するよう命令した。他方、リーンハート氏の申立てについてはアメリカ連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of

Civil Procedure) 26(c)* に示されている “正当な理由 (good cause)” に当たる証拠がないとしてこれを却下した。この決定を受けてリーンハート氏は、両新聞社の記事が掲載されて以来、第三者から圧迫やいたずら電話などの危害を受けている事実を提示して、再びワシントン州上級地方裁判所に保護命令を求める申立てをおこなった。同地裁はリーンハート氏らが第三者から危害を加えられていることは、保護命令の根拠となる “正当な理由” に該当するとし、州規則であるワシントン州上級裁判所民事訴訟規則 (Washington Superior Court Civil Rule) 26(c)** に基づいてリーンハート氏の申立てを認め、両新聞社に対し開示を制限する保護命令を出した。

3. そこで両新聞社は同上級地裁の決定を不服として、ワシントン州最高裁に上告した。同州最高裁は、ディスカバリー手続きの間に得られた大部分の情報が通常の保護に値する言論であることを認めた。同州最高裁は、シアトルタイムズが報道しようとアクセスする情報は、ディスカバリー手続きの結果得た情報に対してだけであると判断した。さらに保護命令については、政府検閲の側面をもつというシアトルタイムズ側の考えを退け、また両新聞社が同上級地裁で出した保護命令の議論についても拒否した。その上で同州最高裁は、「ディスカバリー手続きにおいて提出される情報は、リーンハート氏自身と彼の団体、そしてその会員のプライバシーに関わることが多く含まれており、その情報を新聞を通して公にさらされることにリーンハート氏側が不快感や迷惑を感じるのは当然のことであり、ディスカバリー手続きを潤滑に行なうためにも、この手続きを通して知った本訴に必要のない情報を悪用しないようするために、リーンハート氏の要求する保護命令は必要」(467 U.S. 20, at 31) だと判断し、保護命令を認めることにより、新聞社が被上告人の財政や被上告人の団体メンバーの氏名や住所もしくは被上告人の団体への寄付者の氏名と住所に関する一切の情報を公表することを禁止した。さらに同州最高裁は、「ディスカバリーを通して得た情報はディスカバリー手続きを行う当事者のために、訴訟の準備に必要なとき以外はその使用を認めない。」(id, at 37) とした。この結果を受け、両新聞社は連邦最高裁判所からサーシオレイライ (certiorari) を得て上告した。

ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を根拠とする使用制限について

4. 州最高裁が、ディスカバリーにおける保護命令の正当性をディスカバリーの本旨から認めたのに対し、上告人である新聞社は、民事訴訟における訴訟当事者が、プリトライアル手続きで得た情報を公に広めることができ、憲法第一修正の表現の自由の権利の範囲内にあると主張した。つまりシアトルタイムズとワラワラブリテンの両新聞社は、保護された情報を広める、もしくは公表することを制限している州上級地裁の保護命令それ自体の違憲性（表現の自由権の侵害）を争点として提起し、上告した。両新聞社は、ワシントン州最高裁がリーンハート氏の主張を支持して保護命令を支持したことは、両新聞社の憲法第一修正の表現の自由を著しく侵害するものであり、したがって、リーンハート氏の求める保護命令は必要ないと主張した。

* 連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure 26(c)) :「保護命令」については次のように定める。(アンダーラインは筆者。)

「ディスカバリーを求めている一方当事者の申立て、あるいはそれを求めている者の申立てによって、裁判所の介入なしに紛争を解決する努力を行うことにおいて他方の関係する当事者とその点について協議したかあるいは協議することについて申立人が善意であることの証明があり、かつそのような申立てに正当理由 (good cause) がある場合には、訴訟が係属しているか、あるいは証言録取に関連する事柄について関係している裁判所、および証言録取が実施されている地方裁判所は、訴訟当事者あるいは人物を困惑、当惑、圧迫または不当な負担または出費から保護するために、以下のひとつあるいはそれ以上の正義の命ずる命令をなすことができる。

- (1) 自主開示又はディスカバリーをさせない。
- (2) 自主開示又はディスカバリーは期日又は場所の指定を含む特定の条件の下でのみ行うことができる。
- (3) 裁判所は当事者が決めていたディスカバリーの方法とは異なる別の方法でディスカバリーを命ずる。
- (4) 特定の事項については問い合わせをさせないか、もしくは自主開示又はディスカバリーの範囲はある特定の範囲に制限させる。
- (5) ディスカバリーは裁判所が任命した人物の立会いだけで行わせる。
- (6) 証言録取書を機密扱いとし、その後は裁判所の命令によってのみ開示させる。
- (7) 営業上の秘密又はその他の機密性のある研究、開発もしくは商事情報は開示されないか、指定された方法によってのみ開示される。
- (8) 当事者は同時に特定の文書または情報を封印した封筒に入れて裁判所に提出することができる、そしてそれは裁判所の指示によってのみ開封される。」

** アメリカ合衆国には連邦裁判制度と各州の裁判制度が併存する。そこでその訴訟手続き

については、連邦裁判制度における規定に反しない範囲内で、各地方裁判所は、民、刑事とも訴訟手続きに関して地方ルール（local rule）を定めることができ、各地区において柔軟な運営がなされている。本件事例の場合、連邦民事訴訟規則26(c)とワシントン州民事訴訟規則26(c)の規定は文言上同一である。

II. 連邦最高裁判決

1. この争点に対して、連邦最高裁は、ディスカバリー手続きを通して知ったリーンハート氏の情報について、その情報の使用方法を制限するために地方裁判所が保護命令を出すことは、両新聞社の憲法第一修正の表現の自由を侵害するものではないと判断し、あわせて、両新聞社の主張を却下した原審判決を支持した。

連邦最高裁は次のように述べた。「両新聞社がディスカバリー手続きを通して得たリーンハート氏の情報というのは、訴外の人間であっても皆が知りたいと思っている、つまり公的な関心を集めているというのは事実である。だからといって憲法第一修正をどのように広範囲に解釈したとしても、表現の自由が保護命令よりも卓越していて、いつ、どのようなものに対しても制限を受けることない自由な表現が認められるというものではない。また反対に保護命令が表現の自由に卓越していて、表現の自由にあらゆる制限を加えることができるというものでもない。つまり訴訟関係者がプリトライアル段階のディスカバリー手続きを通して知り得た情報を公に広めることに何の制約もなく、そのことに確固たる権利を持っているとは言い難いのである。」(*id, at 31.*) そして、当該事件において出された保護命令はプリトライアル段階の情報を制限するものであり、現実に両新聞社が公表しようとしているリーンハート氏の情報は、ワシントン州上級地裁のディスカバリー手続きを通して得た情報のみである、と認めた。

連邦最高裁は、ディスカバリーによる情報を次のように位置づける。つまり、アメリカの民事訴訟手続きの中でプリトライアル段階のデポジション（deposition：証言録取書）とインテロガトリーズ（interrogatories：質問（書））は公に開示された情報ではない。この訴訟手続きはコモンロー上、公に開かれたものではなく、民事訴訟の公的（public）な構成要素、つまり本訴部分でもない。

ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を根拠とする使用制限について

つまり私的（private）な部分である、という。制約というのは公的な情報に対してなされて初めて意味をもつのであり、本件ではディスカバリー手続きの私的（private）さが強調されたのである。しかも連邦最高裁は、ディスカバリーで明らかにされた情報は、一般に公判ではほとんど利用されないか、少しだけが用いられるにすぎないのであって、ディスカバリー手続きで出される情報というのは、公的には認められていない情報であり、これについて制約をすることは公的（public）な情報に対する制約に該当しないとした。

2. 当該事件において出された保護命令は、ディスカバリー手続きでの情報、つまり私的（private）なものを広めることを制約したものである。したがって連邦最高裁は、両新聞社がもし同じ情報をディスカバリー手続き以外の他の方法や手段を利用して他の情報源から得たのであれば、それを公表することを制限するものではないし、憲法第一修正の表現の自由の権利に違背するものでもない、つまり連邦裁判所はそのようにして得られた情報には制約を加えることはできない、と判断した。

また連邦最高裁は、訴訟になっている事案の準備や公判または和解を潤滑に行うことがディスカバリー手続きの唯一の目的であり、この目的を実現するためだけにディスカバリーが許されることによって、公判前のディスカバリー手続きの濫用を防ぐことになるとした。つまり、この濫用は、訴訟手続きの遅延やそれに伴う費用の問題だけに留まらず、訴訟当事者や第三者のプライバシー上の利益を大きく損なう恐れのあるものであり、またワシントン州民事訴訟規則26(c)は、保護命令の内容や保護命令の適切な時期について、州の地方上級裁判所に広い裁量権を与えてるので、連邦最高裁が州地裁の判断に反対する理由はないとした。

以上から連邦最高裁は、本件のディスカバリーについては、連邦民事訴訟規則26(c)によって求められているような“正当な理由（good cause）”が存在し、その上で保護命令を出したのであれば、それはプリトライアル段階の民事のディスカバリー手続きに限定されているのであって、他の情報源から得られた情報に関して制限するものではなく、憲法第一修正を侵害しているのではないと判示した。

3. 連邦最高裁の法廷意見はこのように、ディスカバリーでの情報に対する保護命令と憲法第一修正の権利との関係を唯一の争点とした訳ではなかった。他方、憲法第一修正の表現の自由ではなく、同規定の信仰の自由やプライバシー権に関しては、マーシャル（Marshall）判事とブレナン（Brennan）判事の補足意見があるのでそれを見ておきたい。

両裁判官は、保護命令と憲法第一修正との関係について次のように補足した。「プリトライアル段階の保護命令は、民事ディスカバリー手続きを通して得られた情報を広めることを制限するために意図されたものである……。裁判所はよく知られているように、そのような保護命令を認める前に、問題となっているそのような実務が表現の自由を抑制することとは無関係で、しかも必要かつ実質的な政府の利益を推進するものであるかどうか、そして憲法第一修正の自由に対する抑制は特別な政府の利益の保護に必要で、また重要であること以上にもっと大きなものかどうかを考慮に入れる必要がある。」(*id, at 37*) とし、「本件で被上訴人はディスカバリーに反対し、その代替手段としてディスカバリーされた資料のために保護命令を要求した。なぜなら、団体の寄付者とメンバーの個人情報の提出を強要されたことが、メンバーと寄付者のプライバシーだけでなく、宗教の自由や信仰の自由という憲法第一修正の権利を侵害するだろうからである。……ワシントン州最高裁はこれらの利益は州ルール26(c)の下での“正当な理由”の要件で構成されていると判断した。……この判断が与えられて、裁判所が被上告人の様々な財産に関するもの、The Aquarian Foundation のメンバー、寄付者もしくは信者の氏名と住所、そしてメンバー、寄付者もしくは信者だった人の氏名と住所に関する情報を制限するという保護命令を許可したのである」(*id, at 38*) と述べた。つまりリーンハート氏のプライバシーと信仰の自由に対する憲法上の権利が、ワシントン州上級地裁での保護命令を正当化するのに十分な理由である点を認めている。

この補足意見でも、両新聞社は実質的に自分自身の利益のために当該事件の訴訟における被告としての立場を利用し、その結果、訴訟過程を濫用する可能性があるとされた。ディスカバリー手続きを通して得られる個人的な情報を新聞に掲載することを差し止める裁判所の命令は、新聞社の言論の自由を抑圧するのではなく、むしろディスカバリーされる側の信仰の自由やプライバシー権

ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を根拠とする使用制限について

を守るものであるとしたのである。この点は、ディスカバリー手続きの私的側面に注目して、同手続きを適切に守りたいという願いから出たものだとする法廷意見とその点では一致する。また保護命令が両当事者間の特別な論争に限り、またディスカバリー手続きを通して得られた情報だけの新聞社による利用を禁止したという点がディスカバリー規制についての懸念を和らげるものとなった。

III. 考 察

先にも見たように（上記*参照）連邦民事訴訟規則26(c)の文言は、当該事件に必要な部分に関して、まずディスカバリーで提出すること自体を禁止することを認める、またはディスカバリーで提出することを認めるが、提出の仕方に制限を加える（たとえば *in camera*：インカメラでの開示など）、という2点についてしか規定していない。しかし、本件のシアトルタイムズ事件の連邦最高裁判決は、ディスカバリーで提出された情報のその後の使用方法に制限を加えることも「保護命令」の範囲内に入ると解釈したものであり、その点からすると連邦民事訴訟規則26(c)が解釈によって広げられたと考えることができる。もちろん、存在する「正当な理由」の立証については、保護することを要求している当事者は特定の偏見と危害が、もし保護命令が与えられなければ生ずるということを示す挙証責任を負っている。

本件判決での争点は、憲法第一修正の表現の自由とプライバシー権の侵害の問題かのように見える。しかし上述したように本件シアトルタイムズ事件を通して連邦最高裁は、連邦民事訴訟規則26(c)の保護命令の適用範囲を広げることを認め、連邦民事訴訟規則26(c)の文言上には明記されていなくともディスカバリーで提出された情報で、そのディスカバリー後にその情報を使用する方法について保護命令によって禁止することを認めた。***

シアトルタイムズ事件判決以降、憲法第一修正とディスカバリーによる情報の守秘性を守らせる命令との関係について争われたほとんどのケースでは、ニュースメディアは、訴訟の原告あるいは被告となって登場している。そのうえ、これらの事件で主張された憲法第一修正の権利は、裁判所が命じたディスカバリーの産物を出版するという出版社の自由についてであった。なお本判決は、審理前と審理後のディスカバリー情報の利用に関する判決にも影響を与えてい

る。それらについては機会をみて紹介したい。****

*** この考え方をはっきり示したのは、サンノゼ・マーキュリー・ニュース社 (San Jose Mercury News, Inc. v. City of Mountain View, 187 F.3d 1069 (1999)) 事件である。この事件とシアトルタイムズ事件を比較することによって、シアトルタイムズ事件が、ディスカバリーによる情報の公に対する開示を、単なる表現の自由とプライバシーに関する判例というよりも保護命令についての判例であるということがもっと明らかになる。サンノゼ・マーキュリー事件において第九巡回控訴裁判所は、ディスカバリーによる情報についての公のアクセス権については、少なくとも二つの独立した法源から得られるとした。それは、連邦コモンロー (Federal Common Law) と連邦民事訴訟規則である。これを理由にして、第九巡回控訴裁判所は、憲法第一修正が公に民事訴訟記録への知る権利を与える根拠となるかどうかを決定することは不要だと判断した。

第九巡回控訴裁判所が判断したサンノゼ・マーキュリー・ニュース社 (『マーキュリー・ニュース』) 事件は、マウンテンビュー市とその警察署 (『被告』) に対して2人の女性警官 (『原告』) によって起こされた性的いやがらせ訴訟に起因する。このマウンテンビュー市差別訴訟に対して、被告は独立の専門家を雇い、その者にこの訴訟の調査と事実関係についての詳細なレポートを作成させた。ディスカバリーの間、原告はその独立専門家によるレポートの提出を求めた。連邦地方裁判所は、そのレポートを提出するよう命じた。しかし、マウンテンビュー市はレポートが公になることを防ぐための保護命令を要求した。同地裁はそこで被告に保護命令を認めた。この事件で、マーキュリー・ニュースは、原告の言い分を詳細に報じる一方で、また被告の当該レポートを隠そうとする努力について公表した。マーキュリー・ニュースはレポートを封印するための保護命令に反発して、それを制限する申立てをした。同地裁はこの申立てを拒否し、その理由を「憲法第一修正も連邦コモンローも最終判決より前に民事訴訟での訴訟記録に対する公のアクセス権利を与えない」 (187 F.3d 1069, at 1098) とした。そこでマーキュリー・ニュースは控訴した。

連邦控訴裁 (第九巡回控訴裁判所) は、争点は、一般人に民事事件において判断する前の裁判資料にアクセスする権利があるかどうかだとし、この点を肯定的に捉え、3つの原則的根拠を提示した。すなわち憲法第一修正、連邦コモンローと連邦民事訴訟規則である。しかしながら同控訴裁は、後者2つの根拠から十分にマーキュリー・ニュースの申立てに同意できるとし、憲法第一修正の権利によって一般人にディスカバリーによる情報にアクセスする権利を与えているかどうかについては将来の最高裁判決にゆだねるとし、判断のための議論はしなかった。同控訴裁は、このケースでは、原審が、Rule 26(c)にしたがって包括的に規定された保護命令を始めたものであり、そのような包括的な命令に対しては連邦コモンローまたは連邦民事訴訟法によって相手方からの挑戦と修正申立てを受けうるものである、と述べている。

結局、同控訴裁は、マーキュリー・ニュースがそのレポートの開示を実現するために、包括的な保護命令に対してその修正のために介入することができると判断した。その理由として同控訴裁は、裁判を規則正しく、そして効率的に維持する目的は、重要で高貴なものだとし、その上で、裁判所は判決を実行し、裁判所に来る人々から適切な尊敬を受ける力を持たなければならないとした。そのように述べるために憲法規定ではなく、同控訴裁は表現の自由ではなく連邦コモンローと連邦民事訴訟規則の双方をこの判決の基礎においている。

ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則26(c)を根拠とする使用制限について

た。

**** 公判開始前のディスカバリー情報の利用について, *Cipollone v. Liggett Group, Inc.*, 822 F.2d 335 (3d Cir.), *cert. denied*, 484 U.S. 976 (1987) 参照。ディスカバリー情報が公判で提出されたとの利用について, *In re "Agent Orange" Product Liability Litigation*, 821 F.2d 139 (2d Cir. 1987) 及び *David L. Edwards, The First Amendment and Confidentiality Orders since Seattle Times v. Rhinehart*, 13 AM. J. TRIAL ADVOC. 618 (1989) 参照。

<参 照 文 献>

- Arthur R. Miller, *Confidentiality, Protective Orders, and Public Access to the Courts*, 105 HARV. L. REV. 427 (1991)
- Christina E. Wells, *Bringing Structure to the Law of Injunctions Against Expression*, 51 CASE W. RES. 1 (2000)
- David L. Edwards, *The First Amendment and Confidentiality Orders since Seattle Times v. Rhinehart*, 13 AM. J. TRIAL ADVOC. 618 (1989)
- Jordana Cooper, *Beyond Judicial Discretion: Toward a Rights Based Theory of Civil Discovery and Protective Orders*, 36 RUTGERS L. J. 775 (2005)
- Katie Eccles, *The Agent Orange Case: A Flawed Interpretation of the Federal Rules of Civil Procedure Granting Pretrial Access to Discovery*, 42 STAN. L. REV. 1577 (1991)
- Mark D. Bloom, David M. Olenczuk & Richard L. Wynne, *Reorganizing in a Fish Bowl: Public Access vs. Protecting Confidential Information*, 73 AM. BANKR. L.J. 775 (1991)
- Patrick M. Livingston, *Seattle Times v. Rhinehart: Making "Good Cause" a Good Standard for Limits on Dissemination of Discovered Information*, 47 U. PITTSBURGH L. REV. 547 (1986)
- Patrick S. Kim, *Third-Party Modification of Protective Orders Under Rule 26(c)*, 94 MICH. L. REV. 854 (1995)
- Richard L. Marcus, *Symposium in Honor of Edwards W. Cleary: Evidence and Procedure for the Future: The Discovery Confidentiality Controversy*, 1991 U. ILL. L. REV. 457 (1991)
- Sean P. McBride, *The Collateral Bar Rule and Rule 26 Protective Orders: Overprotection of Judicial Discretion*, 35 ARIZ. ST. L.J. 1029 (2003)
- Thomas C. Bradly, *Some Limits on the Judicial Power to Restrict Dissemination of Discovery*, 44 MICH. L. REV. 417 (1992)
- 伊藤眞『民事訴訟法補訂版』(有斐閣, 2000年)
- 京都シミュレーション新民事訴訟研究会『シミュレーション新民事訴訟 [訂正版]』(信山社, 2002年)
- 小林秀之『新版・アメリカの民事訴訟法』(弘文堂, 1997年)
- 小林秀之・安富潔『クロスオーバー民事訴訟法・刑事訴訟法 [第二版]』(法学書院, 2002年)
- 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕『新民事訴訟法講義 [第2版]』(有斐閣, 2004年)
- 丸田隆『アメリカ民事陪審制度－「日本企業常敗」仮説の検証』(弘文堂, 1997年)
- モリソン・フォースター法律事務所『アメリカの民事訴訟 第1版』(有斐閣, 1995年)
- 吉野正三郎『集中講義民事訴訟法 第三版』(成文堂, 1998年)
- 園部直子「アメリカ連邦地方裁判所・マサチューセッツ州上位裁判所における民事訴訟の計画的運営」判例タイムズ1194号 84頁-90頁 (2006年)